

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（6月分）

（1）問い合わせ件数

平成17年6月1日～平成17年6月30日

43 件

（2）内訳

食品安全委員会関係	16 件
食品健康影響評価関係	16 件
食品安全基本法関係	0 件
リスク管理一般関係	8 件
その他	3 件

* うち B S E 関係 9 件

（3）問い合わせの多い質問等

【食品健康影響評価関係】

Q .残留農薬の A D I の設定は、胎児への影響についても考慮されているのですか。

A .残留農薬の A D I の設定にあたっては実験動物を用いた様々な毒性試験を行っていますが、2世代にわたって検体を投与して、親動物の摂取した農薬が児動物に及ぼす影響を調べる繁殖試験や、妊娠した母動物に検体を投与し、胎児への影響を調べる催奇形性試験も行っています。このような次世代への影響も含め、様々な影響を調べる試験を行った結果、何ら毒性所見が認められなかった最大摂取量を、安全係数（通常100）で割って A D I は決定されます。

よって、残留農薬の A D I は、胎児への影響についても考慮して設定されています。

Q .魚介類等に含まれるメチル水銀の評価結果案について意見募集が行われていますが、この評価結果案のポイントについて教えてください。

A .魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価（案）については、厚生労働省が魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項の見直しを検討するため、(1)メチル水銀の耐容摂取量の設定、(2)乳幼児等がハイリスクグループに含まれるかの2点についての評価を厚生労働省から依頼されたものです。

通常の食生活をしている人に対しては1973年に厚生労働省が行った従来の評価結果 1が適用されることとなりますが、今回の食品健康影響評価は、メチル水銀は胎盤を通して容易に胎児へ移行し、その中枢神経系へ影響を及ぼすことから、どのくらいのメチル水銀摂取量ならば胎児に影響を及ぼさないかを検討しています。

結論として、ハイリスクグループは胎児で、耐容摂取量の対象者は胎児を保護することを念頭に妊娠している方もしくは妊娠している可能性のある方とされ、耐容週間摂取量 2は $2.0 \mu\text{g/kg}$ 体重/週とされました。

なお、乳児は母親が通常の食生活をしていれば母乳中のメチル水銀は十分低濃度となること、幼児は成人と同様にメチル水銀を体内から排出することから、乳幼児はハイリスクグループから外されました。

1：1973年の厚生労働省により設定された耐容 1 週間摂取量は、 0.17mg/人/週
(50kg/人 で計算すると $3.4 \mu\text{g/kg}$ 体重/週)

2：耐容週間摂取量は、食品から摂取される可能性のある汚染物質に対して人が許容できる一週間当たりの摂取量である。

(参考)

当委員会のホームページにおいても、評価結果案のポイント解説をしていますので、ご参照ください。

(http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_methylmercury170623_sankou1.pdf)

Q．食中毒原因微生物のリスク評価については、食品安全委員会が自らの判断により評価することを決定したと聞きましたが、決定までの経緯と今後の審議について教えてください。

A．食品安全委員会は、厚生労働省、農林水産省及び環境省からの要請によりリスク評価を行うほか、自らの判断によってもリスク評価を行います。このため、その対象について、関係機関やマスメディア等から収集した情報や国民の皆様からの情報等を踏まえ、企画専門調査会及び委員会において定期的に点検・検討することとしています。

食中毒原因微生物のリスク評価については、平成 16 年 12 月の食品安全委員会において、食中毒により毎年数万人の患者が発生し数名の死者が出ていることから、正確な情報を国民の皆様へ提供することが重要であると考え、企画専門調査会が選定した候補の中から食品安全委員会が自らの判断により行うリスク評価案件として決定しました。

これを受けて、微生物・ウイルス合同専門調査会において、食中毒原因微生物のリスク評価指針を策定し、食中毒原因微生物について優先順位を決めて、リスク評価を行うこととしています。